公益財団法人兵庫県青少年本部後援名義の使用承認に関する要綱

（趣旨）

第１条　各種団体等が行う大会等の行事（以下「行事」という。）について、当本部の後援名義の使用の承認を行う場合の処理に関して必要な事項を定めるものとする。

（承認の基準）

第２条　理事長は、行事が次の各号のいずれにも該当する場合は、後援名義の使用の承認を行うものとする。

(1)　当本部施策の啓発振興に寄与すると認められるもの
(2)　政治活動、宗教活動等にかかわりがないと認められるもの
(3)　兵庫県に所在する青少年を対象とするもの
(4)　当該団体等の宣伝又は営利を目的としないもの
(5)　暴力行為又は迷惑行為を伴うおそれのないもの

（申請手続）

第３条　前条の承認を受けようとする者は、次の事項を記載した申請書（様式第１号）を当該行事に関する事務を所掌する部局に提出しなければならない。

(1)　行事の名称
(2)　行事の目的
(3)　行事の実施日又は実施期間
(4)　行事の実施場所
(5)　行事の主催団体名
(6)　その他必要な事項（他の後援依頼先、入場料、収支予算書、行事の実施責任者等）

（承認の通知）

第４条　理事長は、第２条の承認をしたときは、承認をした旨の通知書（様式第２号）を申請者あて送付するものとする。

（承認の取消し）

第５条　理事長は、第２条の承認を行った後に、行事が同条の承認の基準に反することとなった場合には、当該承認を取り消すものとする。

（実績報告）

第６条　第２条の承認を受けた者は、行事の終了後、速やかに実績報告（様式第３号）に関係書類を添えて、理事長に提出しなければならない。

（その他）

第７条　当本部の後援名義の使用に関して、この要綱により難い事項については、別途定めるものとする。

附　則

この要綱は、平成２１年４月１日から適用する。